

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成19年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成19年8月3日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(1)～(22) 略	(1)～(22) 略
<u>(23) 伯耆町久古の堰堤(久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。)から取水する三崎井手及びそれに接続するすべての用水路</u>	
<u>(24) 久古堰堤より下流の別所川</u>	
<u>(25) 略</u>	<u>(23)</u> 略
<u>(26) 略</u>	<u>(24)</u> 略
<u>(27) 略</u>	<u>(25)</u> 略
<u>(28) 略</u>	<u>(26)</u> 略
<u>(29) 略</u>	<u>(27)</u> 略
<u>(30) 略</u>	<u>(28)</u> 略
<u>(31) 略</u>	<u>(29)</u> 略
<u>(32) 略</u>	<u>(30)</u> 略
<u>(33) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路</u>	
<u>(34) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川</u>	